

長岡京芸術劇場ロゴマーク使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民が、質の高い文化芸術に触れる機会、文化芸術活動に参加する機会及び文化芸術活動を通じて集う機会を創出し、市内で行われる文化芸術活動の振興を目的とした事業である長岡京芸術劇場に係る対象事業の広報物等に長岡京芸術劇場ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する際に必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別記のとおりとする。

(対象事業)

第3条 ロゴマークを使用できる事業は、文化芸術団体（個人を除く。）等が広く市民に文化芸術に触れる機会を提供する事業であり、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 市内で行われ、市の文化振興に寄与するものであること。
- (2) 広く一般に公開される事業であること。
- (3) 営利を主目的とする事業ではないこと。

(使用料)

第4条 ロゴマークの使用については、原則として無償とする。

(使用の申請)

第5条 ロゴマークを使用しようとする者は、事前に長岡京芸術劇場ロゴマーク使用申請書（別記様式第1号）により、市長の承認を受けなければならない。ただし、長岡京市文化奨励事業補助金交付要綱（平成23年4月1日施行）の規定に基づき、補助金の交付の決定を受けた事業については、使用申請をせずにロゴマークを使用することができる。

(使用の承認基準)

第6条 申請をした事業が、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はその恐れがあると認められる場合
- (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はその恐れがあると認められる場合

- (3) 不当な利益を得るために使用すると認められる場合
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はその恐れがあると認められる場合
- (5) 長岡京芸術劇場の品位を傷つけ、又はその恐れがあると認められる場合
- (6) その他市長が使用について不適當であると認める場合

(使用の承認)

第7条 市長は、第3条及び第6条の規定に基づいてロゴマークの使用の可否を審査し、使用を承認する場合は、長岡京芸術劇場ロゴマーク使用承認通知書（別記様式第2号）を申請者に交付し、ロゴマークを提供する。

2 使用を承認しない場合は、長岡京芸術劇場ロゴマーク使用不承認通知書（別記様式第3号）を申請者に交付する。

(広報)

第8条 市は、ロゴマークの使用を承認した事業については、市のホームページ等に掲載するなど広報することができるものとする。

(使用の範囲)

第9条 ロゴマークの使用の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 対象事業の広報に係る印刷物、ホームページ等での使用
- (2) 対象事業で使用する印刷物等への使用

(使用上の遵守事項)

第10条 ロゴマークの使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた事業にのみ使用すること。
- (2) 長岡京芸術劇場のイメージを損なうことに使用しないこと。
- (3) 使用者は、使用承認によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 商標登録出願を行わないこと。
- (5) 広報物等は、完成後、速やかに市に提出すること。ただし、広報物等の提出が困難である場合は、その内容の分かる写真、印刷物等の提出をもって代えることができる。
- (6) その他市が指示する使用条件に従うこと。

(使用の報告)

第11条 ロゴマークの使用者は、対象事業の実施終了後30日以内に、関係書類を

添えて長岡京芸術劇場ロゴマーク使用終了報告書（別記様式第4号）により、市長に報告しなければならない。ただし、長岡京市文化奨励事業補助金交付要綱の規定に基づき、補助金の交付の決定を受けた事業については、この限りでない。

（使用承認の取消し）

第12条 市長は、ロゴマークの使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) この要領に違反したとき又は違反することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

（損失補償等の責任）

第13条 ロゴマークの使用者は、ロゴマークの使用に際して、故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

（長岡京市文化奨励事業補助金助成事業に係る「長岡京芸術劇場」名称使用要領の廃止）

- 2 長岡京市文化奨励事業補助金助成事業に係る「長岡京芸術劇場」名称使用要領（平成28年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日より施行する。

別記（第2条関係）



※ロゴマークは2パターンとする。

※ロゴマークの色は緑・黒・白の3色とする。色の変更は不可とする。

※ロゴマークを拡大・縮小することは可とする。ただし、縦横比を変更しないこと。

長岡京市長 様

団体等名称

住 所

代表者氏名

長岡京芸術劇場ロゴマーク使用申請書

長岡京芸術劇場ロゴマーク使用要領第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

事業の名称			
実施日時			
実施場所			
事業の概要			
事業実施者数	人	入場見込者数	人
参加料	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ 円）		
入場料	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ 円）		
市・市教委等の後援許可	<input type="checkbox"/> 有（ 長岡京市 ・ 長岡京市教育委員会 ・ 長岡京市議会・長岡京市文化協会） <input type="checkbox"/> 無		
上記以外の後援・協賛団体等（予定を含む）			
希望する広報	<input type="checkbox"/> ホームページへの掲載 <input type="checkbox"/> ポスターの掲出 <input type="checkbox"/> チラシの配架		
申請担当者連絡先	住所 〒 氏名 TEL: MAIL: <small>※ロゴマークはメールで提供しますので必ず記入してください。</small>		

添付書類 市などからの後援許可を受けている場合（申請中も可）

本申請書のみで可。後援申請の有無について、担当部署に確認させていただきます。

市などの後援を受けない場合

開催要項、収支予算書、団体に関する資料（会則・役員名簿など）、チラシ・パンフレット（昨年のもので可）等

第 号
年 月 日

様

長岡京市長

長岡京芸術劇場ロゴマーク使用承認通知書

年 月 日付で申請のあったこのことについて、長岡京芸術劇場ロゴマーク使用要領第7条の規定により、下記のとおり承認します。なお、事業実施終了後30日以内に関係書類を添えて長岡京芸術劇場ロゴマーク使用終了報告書を提出してください。

記

1 承認番号

第 号

2 対象事業

3 対象事業実施日時

4 使用条件

- (1) 上記対象事業の広報物等にのみ使用すること。
- (2) ロゴマークを拡大・縮小することは可とするが、縦横比、色の変更は不可とする。
- (3) 長岡京芸術劇場のイメージを損なうことに使用しないこと。
- (4) 使用承認によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 商標登録出願を行わないこと。
- (6) 広報物等は、完成後、速やかに市に提出すること。ただし、広報物等の提出が困難である場合は、その内容の分かる写真、印刷物等の提出をもって代えることができます。

別記様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

長岡京市長

長岡京芸術劇場ロゴマーク使用不承認通知書

年 月 日付で申請のあったこのことについて、長岡京芸術劇場ロゴマーク使用要領第7条の規定により、下記のとおり不承認とします。

記

1 対象事業

2 不承認の理由

別記様式第4号（第11条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

団体等名称

住 所

代表者氏名

長岡京芸術劇場ロゴマーク使用終了報告書

年 月 日付で使用承認を受けた事業が終了したので、長岡京芸術劇場ロゴマーク使用要領第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業の名称		
実施日時		
実施場所		
事業の結果・効果等		
	事業実施者数	人
	入場者数	人
備考		

添付書類

※市・市教育委員会・市議会・文化協会からの後援の有無によって異なります。

上記の後援許可を受けた場合 ロゴマークと当該後援の記載のある広報物等

上記の後援許可を受けていない場合 収支決算書、ロゴマークを使用した広報物等